

災害時におけるガス水道施設の応急復旧活動に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、ガス水道施設を早期に復旧するため、甲の要請により乙が甲に協力して行うガス水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施するガス水道施設の応急復旧（甲が、他の市町村等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に、乙の応援が必要であるときは、乙に対して応急復旧の応援要請をすることができるものとする。

ただし、全市的に甚大な被害（中越大震災のような災害で、市外・県外の関係団体に応援を要請するような場合）が発生した場合は、甲・乙協議の上、対応を判断する。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条に規定する応援要請を受けたときは、直ちに応急復旧に着手できるように最大限の配慮をするものとする。

2前項の規定により出勤した乙の組合員の従業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく応援のために要した費用は、甲が定め、乙が承諾した基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、り患し、又は死亡した場合は、応急復旧のために加入する労災保険により、補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者をあらかじめ定め、相互に報告するものとする。

2 前項に規定する連絡責任者及びその代理者を変更したときは、速やかに報告するものとする。
(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年11月1日から平成20年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年10月30日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市

代表者 小千谷市長 谷井靖夫

乙 小千谷市大字桜町5136番地2

小千谷管工事協同組合

代表理事 諏訪部栄一